

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成18年6月22日(2006.6.22)

【公表番号】特表2002-514780(P2002-514780A)

【公表日】平成14年5月21日(2002.5.21)

【出願番号】特願2000-548755(P2000-548755)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/30

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月26日(2006.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 偏光フィルムであって、

前記フィルムの第1の主要面を画成する第1の層と、

前記フィルムの第2の主要面を画成する第2の層と、

前記第1および第2の層の間に配置される第3の層と、を備え、

前記第1の層は、第1の連続相と第1の分散相とを含み、前記第2の層は、第2の連続相と第2の分散相とを含んでいる、偏光フィルム。

【請求項2】 前記第1および第2の連続層は、熱可塑性ポリマーを含む、請求項1に記載の偏光子。

【請求項3】 前記第1および第2の連続層は、同一の熱可塑性ポリマーを含む、請求項1に記載の偏光子。

【請求項4】 前記第3の層はポリエステルを含む、請求項1に記載の偏光子。

【請求項5】 前記ポリエステルはナフタレンジカルボン酸ポリエステルである、請求項4に記載の偏光子。

【請求項6】 前記第1の連続相および前記第1の分散相の屈折率は、第1の面内軸に沿って偏光される光の場合は実質的に一致し、第2の面内軸に沿って偏光される光の場合には実質的に不一致である、請求項1に記載の偏光子。